

建設副産物対策特記仕様書

1. 建設副産物対策の基本的な考え方

循環型社会システムの構築の必要性を考え、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」における基本的な考え方を原則とし、

- (1) 排出抑制の推進
- (2) 再資源化・縮減の推進
- (3) 適正処理の推進
- (4) 再使用・再生資材の利用推進

等を目的として、本市「土木請負工事必携」（土木工事共通仕様書1-1-18建設副産物）、（建設副産物適正処理推進要綱）、（神戸市建設廃材再生材使用基準）に記載の事項を遵守すること。

2. 建設資材の搬入及び建設副産物の搬出

特に本工事で搬入する建設資材及び搬出する建設副産物に関しては、下記事項を遵守すること。

- (1) 建設工事から発生した建設発生土は工事間流用を原則とする。また、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設混合廃棄物、建設汚泥、廃路盤材等の産業廃棄物については、産業廃棄物処分業の許可を有する中間処理施設に搬出し処分すること。なお、搬出にあたっては分別作業を必ず行うこと。

(2) 建設工事で発生する産業廃棄物の処理について

- ① 請負人は、産業廃棄物の処理（運搬及び処分）を他人に委託する場合には、廃棄物処理法に基づく委託契約を書面により各々締結し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。なお、電子マニフェストを可能な限り使用すること。
 - ・廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html>
- ② 請負人は、マニフェストにて運搬・処分・最終処分の処理を確認するなど、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の移動及び処理の状況を把握し、不法投棄や不測の事故の防止など、適正な処理を確保することに努めなければならない。
- ③ 請負人は委託契約書を契約終了日から5年間、また、紙マニフェストを使用した場合は、交付日または受領日から5年間保管しなければならない。
- ④ 請負人は、紙マニフェストを使用した場合は、毎年6月30日までに、前年度のマニフェストの交付等の状況を報告しなければならない。
 - ・問い合わせ及び報告書の提出先は、環境局事業系廃棄物対策課（民間施設担当）
ホームページ
<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/manifestokofu.html>

(3) 請負人は、建設工事で発生する産業廃棄物について、請負人自らが工事現場以外に保管する場合

は、原則としてあらかじめ以下の届出を神戸市長に提出しなければならない。

- ① 「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づく保管届出書
(保管する産業廃棄物の面積が100m²以上の場合)

- ② 「廃棄物処理法」に基づく保管届出書
(保管する土地の面積が300m²以上の場合)
・問い合わせ及び保管届出書の提出先は、環境局事業系廃棄物対策課（民間施設担当）
ホームページ
https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/sanpai_hokan.html

(4) 請負人は、建設副産物が搬出される工事にあっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物はマニフェストにより、処理されているかを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

なお、マニフェストについては、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票（運搬終了の通知を受けた画面）又はデータのダウンロードの写し、紙マニフェストを使用した場合はD票を監督員に提示する。

(5) 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書の提出について

- ① 下記の（A）又は（B）の対象となる工事の場合は、必ず再生資源利用（計画・実施）書及び再生資源利用促進（計画・実施）書を、建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス）にて作成・登録しなければならない。またPDFデータをダウンロードして監督員に提出すること。

なお、計画内容に変更があった場合は、監督員に速やかに報告し、計画書を変更すること。

また、計画・実施書とも工事完了後5年間保存すること。

（A）「資源有効利用促進法の省令」に基づく計画作成対象工事

○次の指定副産物を搬出する工事（いずれかに該当する場合）

　土砂500m³以上、コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材の合計200t以上

○次の建設資材を搬入する工事（いずれかに該当する場合）

　土砂500m³以上、碎石500 t 以上、加熱アスファルト混合物200 t 以上

○計画作成に当たって行う確認事項

　請負人は合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、計画作成前に、土壤汚染対策法等の手続確認等や搬出先の確認等を行い、確認結果票に記録して計画の添付資料として、監督員に提出しなければならない。

　確認結果票の様式 ホームページ（建設副産物の搬出）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fukusann.html>

（B）「建設リサイクル法」の対象建設工事

　特定建設資材を工事現場に搬入する、または特定建設資材廃棄物を工事現場から搬出する工事で、建築物以外の工事（土木工事等）の請負工事にあっては請負金額が500万円以上の工事

○特定建設資材

　コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

○特定建設資材廃棄物

　コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊

●建設副産物情報交換システムCOBRIS（コブリス） <https://www.recycle.jacic.or.jp/>

② この場合、計画書は工事着手前に作成し、施工計画書に含めるとともに、上記（B）の場合には「建設リサイクル法第11条」の通知の必要から、工事着手10日前までにPDFデータを監督員に提出し、その内容を説明すること。

また、実施書も工事完了後作成し、建設リサイクル法第18条に基づき速やかに監督員にPDFデータを提出すること。

③ 請負人は、再生資源利用〔促進〕計画書および確認結果票を工事現場の中で地域住民等に見えやすい場所で掲示すること。（デジタルサイネージによる掲示也可）

また、インターネットの利用により公表するよう努めること。

④ 再生資源利用（計画・実施）書

本工事において、請負人は、建設資材を工事現場に搬入する場合、再生資源利用（計画・実施）書には「建設リサイクル法」の特定建設資材のみならず、その他の建設資材も記載すること。

○その他の建設資材

土砂、碎石、その他（再生資材のみ）

⑤ 再生資源利用促進（計画・実施）書

本工事において、請負人は、建設副産物を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進（計画・実施）書には「建設リサイクル法」の特定建設資材廃棄物のみならず、建設廃棄物も記載すること。

○建設廃棄物

建設発生木材（伐木材・除根材など）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の分別された廃棄物

⑥ 建設副産物実態調査（センサス）について

国土交通省が「建設副産物対策連絡協議会」を通じて行う建設副産物実態調査（センサス）の調査年度に当たる場合、請負人は「建設リサイクル法」に基づき、省令の再生資源利用〔促進〕実施書を建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））にて作成・登録すること（最終請負金額が100万円以上の工事）。またPDFデータをダウンロードし、工事完了後速やかに監督員に提出すること。

- ・問い合わせは、神戸市環境局環境保全課（建設リサイクル担当）

ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html

（6）建設リサイクル推進計画への協力について（リサイクル阻害要因説明書の提出）

建設廃棄物はできる限り多品目の分別を行い、建設混合廃棄物の削減に取り組むこと。また特定建設資材廃棄物、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土について、再生資源利用実施書における再生資源利用促進率が100%未満の項目がある場合（建設廃棄物を最終処分場に直接搬出、または単純焼却とした場合など）、「リサイクル阻害要因説明書」を作成し工事完了後速やかに電子データを監督員に提出すること。

- ・問い合わせは、神戸市環境局環境保全課（建設リサイクル担当）

ホームページ（様式・提出対象工事等）

https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/todokede/kensetsu_recycle_11.html

3. 建設副産物の搬出先

(1) 建設発生土

設計書に明示したとおり搬出するものとする。

(2) 建設発生土の搬出先に交付を求める受領書等

- ① 請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者（搬出先が工事現場の場合、当該工事現場の元請業者等）に受領書（電磁的記録も可）の交付を求め、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が計画・実施書と一致することを確認するとともに、監督員に提出（写し又は電磁的記録も可）すること。受領書は、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。
- ② 請負人は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者（搬入元が工事現場の場合は、当該工事現場の元請業者等）に対し、速やかに受領書を交付すること。
- ③ 搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面（土砂搬出及び受領証明書）を作成し、監督員に提出すること。
- ④ 搬出先から受領書の交付が得られない場合においては、請負人は、搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録し監督員に提出すること。また、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を監督員に提出すること。
- ⑤ 請負人が建設現場等からの土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、適正な搬出先に搬出されるよう、委託を受けた搬出者に対して作成した再生資源利用計画および確認結果を通知すること。なお、搬出先側が トラック運送事業者に委託し搬出する場合には、請負人からの通知は要しない。
- ⑥ 請負人は、建設発生土を計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該地の搬出先への搬出に関する書面（受領書と同じ事項）を作成し、建設工事の完了日から5年を経過する日まで保存すること。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。（神戸市管理の処分地（※）または国土交通省のストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードを除く。）

（※）神戸市管理の処分地：ポートアイランド沖（神戸空港島）、淡河環境センター、布施畠環境センター

受領書の様式 ホームページ（建設副産物の搬出）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fokusann.html>

(3) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、廃路盤材等

請負人は、原則として設計書に明示した再資源化が可能な中間処理施設に搬出するか、もしくは、請負人の判断で他の市内中間処理施設に搬出することができる。搬出先は、本市の承諾を得るものとするが、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、以下の場合は設計変更の対象とする。

- ① 搬出先が新規に登録された中間処理施設等であり、処理費用が安価になる場合
- ② 設計書に明示した中間処理施設の受け入れ中止等により、搬出先に変更が生じた場合
- ③ その他、請負人の責によらず搬出先に変更が生じた場合

(4) 木材、混合廃棄物、建設汚泥

請負人は、原則として設計書に明示した中間処理施設に搬出するか、もしくは、請負人の判断で他の中間処理施設（市内施設・市外施設）に搬出することができる。搬出先は、本市の承諾を得るものとするが、原則として設計変更の対象とはしない。ただし、以下の場合は設計変更の対象とする。

- ① 搬出先が新規に登録された中間処理施設等であり、処理費用が安価になる場合
- ② 設計書に明示した中間処理施設の受け入れ中止等により、搬出先に変更が生じた場合
- ③ その他、請負人の責によらず搬出先に変更が生じた場合

※搬出先一覧については、神戸市ホームページを参照のこと

<https://www.city.kobe.lg.jp/a59714/business/todokede/kensetsukyoku/work/fokusann.html>

4. 再生資材の利用促進

本工事における再生資材の利用については、「土木工事請負必携」（神戸市建設廃材再生材使用基準）により、設計図書に明示されたとおり再生資材を利用する。

ただし、再生材製造工場の都合により設計図書に明示された再生資材の利用が困難な場合については、監督員と協議のうえ新材とするものとし、設計変更の対象とする。

なお、再生資材を利用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ利用すること。

- (1) 上記で再生資材を路盤または舗装材として利用する場合の品質は、「神戸市建設廃材再生材使用基準」5. 品質基準によるものとする。
- (2) 再生砕石を基礎材等として利用する場合の品質は、「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを利用するものとする。
- (3) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

5. 解体工事に伴う建設資材廃棄物の引渡完了報告

「建設リサイクル法」の対象建設工事のうち、解体工事（その機能の全て又は一部を完全に失わせる工事で、維持修繕、更新、改修工事は含まない）を行った場合は、「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づき、請負人は、産業廃棄物処分業者（中間処理業者または最終処分業者）へ引渡してから15日以内に「再生資源利用〔促進〕実施書（COBRIS登録PDFデータ）」、「電子マニフェストの受渡確認票（運搬終了の通知を受けた画面）及び一覧表（紙マニフェストを使用した場合は、各廃棄物のマニフェストB2票写し、積替え保管の場合はB4票写し等）」と「搬出車両記録表に、各廃棄物について運搬先の処理施設ごとの数量の集計を記載したもの」の電子データを添付して、e-KOBE（神戸市スマート申請システム）にて「建設資材廃棄物の引渡完了報告」を行うとともに、監督員へ報告すること。

問い合わせ先は、神戸市環境局環境保全課（建設リサイクル担当）

ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/industry/kanryouhoukoku.html>

手続き方法 e-KOBE（神戸市スマート申請システム）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/procedures/apply/3d75082d-ac07-4269-95b3-8b8e35b98337/start>

6. グリーン調達について

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく神戸市調達方針の重点品目及び調達を推進する環境物品等については、その採用を積極的に推進すること。